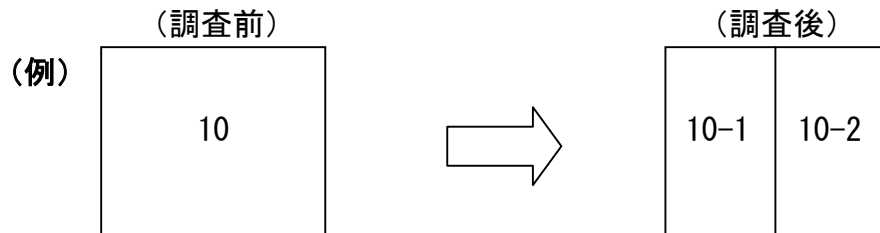


地籍調査で出来ること

①分筆

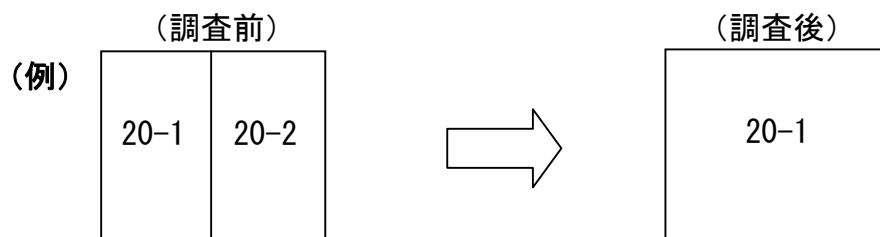
一つの筆を二つ以上に分けること。



②合筆

二つ以上の隣接する土地を一つにすること。

※ 同一字内で隣接し、所有者、地目、権利等が同一であることが条件となります。また不動産登記法で特別な理由がない限り、地番は若い地番となります。



③地目変更

現状にあった地目に変更します。ただし農地においては、農業委員会への届出・許可等が確認できた場合は変更できます。

④地番変更

枝番に枝番（10-1-1 等）がある場合や、甲乙丙など数字以外で表示されている場合は変更します。（地番は法務局が決定します。）